

一 謂「女は髪頭」（女の容色は髪の結い振りが第一との意）を踏まえる。
 二『薄雪物語』（近世初期流行の書簡体悲恋小説）や『伊勢物語』の脚色物が翌春の歌舞伎芝居（十二月の顔見世につづいて二の替り狂言を上演する）に上演されるので、その前評判をしていたか。四条橋の東側に北に四軒南に三軒定芝居があつた。
 三 夫が妻を放置して出奔すること。十二、三月経過すると、婚姻関係は解消し、妻は再婚できた。
 四 離婚なさい。置去りは妻に離婚請求権のある場合の一つでもある。
 五 商いには賢い男も女にはたやすくたぶらかされる愚かしい一面がある。

* これは夫婦共謀の借金連れ

の方法。

六 保証金を取る掛売販売も、売掛代金が保証限度を越えて増える時は、注九参照。

七 玄米の俵売りでなく精米の小口売り。勞は多いが、現金收入で割高の上に、精米料や穀・俵・繩の収入も加わり、収益は大きい。

八 今、上京区一条通以北堀川通以西一帯の称。「綱織屋」は織工の給食用に多量の米を賣い入れる。

九 保証金を預り、その金額の範囲内で商品を給付し、売掛代金が限度を越えると追徵する販売方法。

一〇 売掛代金がとどこおって。

一一 踏み臼。小売米屋は店の土間に碓を据え精臼して

ちの人並みなる女、髪頭常よりは見よげに、帶も不斷を仕替へ、薄雪・伊勢物語の草紙取り広げ、掛け数多と打ち交じり、「春はどの芝居はやるべし」と、さてもゆるりとした有様。「これの主は何方へ」と問へば、「年寄り女房が氣に入らぬとして置去りにして行かれました」と、別して笑ひかかる。「暇取らしやれ。請け取り手は我の、他の人がとくさきて、売掛代金は心中では帳消しにして人の」とじやれて、掛帳は心に消して帰る。人程、賢くて愚かなるものはなし。

借錢の宿にも、様々の仕掛け者有り。油断する事なけれ。例へば、

万の売掛けするとも、その人と次第に懇うにならぬやうに、常住の心入れ、商人の秘密なり。親しくなりてよき事もあれど、それは稀なり。敷銀にして物を売るとも、前より残銀かさむ時は、見切りで残金を切り捨てがよい。売掛けの残金にこだわって「取引を続けていると」これを捨てべし。それにひかれて、後は大分の損をする事、皆人先の見えぬ欲からなり。この米屋も、当座銀にして、俵なしに量り売りの四五年は、仕合せの重なりけるに、或る時、西陣の綱織屋へ俵

売ったので、搗米屋とも言う。

一二 周縁を鉄板で固め、上辺対角線に鉄の弦を張った升。

* この章は『世間胸算用』に

先駆する章である。

一三 土の枕詞。

一四 土塊を碎き田をならす農具。

一五 山の枕詞を転じて、大和にかけた。大和機の、足で踏んで織る意も含む。

一六 奈良地方で麻布を織る機。上機・高機ともいう。

一七 機屋は多く東窓を開けて採光したので、その縁から、「朝日の里」（今、天理市佐保庄町）を出す。

一八 所有耕地の少ない自作農。小作農の意もある。

一九 農村街道の燈籠の由来

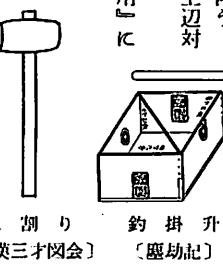
二〇 農民には、牛を所有する上層、共同所有する中層、牛をもたず所有耕地五石以下で自立しがたい下層があつた。

二一 母屋に棟をよせかけて建てられた別室の小屋。多くは次男三男層の住居。農村階層分化を示す。

二二 一年分の租税として一石二斗を納めたとすれば、税率は四、五割と考えられるので、九助の所有耕地の年收は三石に足りない。「牛さへ持たず」に照応。

二三 枝の葉の銚（詩）で目を突き（一八三頁注一参照）、鰐の強い臭いで鬼を追い払うまじない。

二四 謂。ありそなないことのあり得るたとえ。



土割
湖り
〔和漢三才圖会〕

第三 大豆一粒の光り堂

一四 鉱の土割り、「男は手づからに畑打ち、女は麻布を織り延べ、足引の大和機を立て、東明りの朝日の里に、川端の九介とて小百姓ありし

が、牛さへ持たずして、角屋作りの浅ましく住みなし、幾秋か一石二斗の御年貢を量り、五十余迄同じ顔にて、年越しの夜に入りて、

小さき窓も世間並みに鰐の頭・格を插して、目に見えぬ鬼に恐れて、心祝ひの豆打ち喧（はや）しける。夜明けて、これを拾ひ集め、その中の一粒を野に埋みて、「もし煎豆に花咲く事もや」と待ちしに、物は

一立夏頃播種、立秋頃収穫。これを夏大豆という。
二両手ですくった分量。実質は、二合（約二八〇グラム）に近い。

三田畠のみぞ。

四刈取りの時期。種を蒔いてから約百二十日。

五当時大豆の値段は、米価に前後する。大豆八十八石は年収米三石（約四二〇キロ）に足らぬ小百姓の十余年の別途収入としては莫大なものである。

六今、奈良市から天理市佐保庄町・柳本町・桜井市三輪・慈恩寺を経て初瀬に至る。上街道という。

九助の成功は農事の改良

七五智堂を豆ん堂といふ俗稱に付会したか、誤解したか（一四八頁注一参照）。「光り」は功績の意を含む。

八寛永二十年（一六四三）徳川幕府は田畠水代売買の禁令を出したが、これを施行しなかった藩もあり、買戻し・使用権譲渡・質流れなどの口実で、実質買賣も行われた。

九その時節に応じた作物。その代表として、稻と木綿をあげた。

一〇木綿の苔ができるなどを「蝶がつく」という。

一一天の与えるところではない。「天性」は「天成」の意。

三四尺（約一・二メートル）の柄の先端の一尺五寸

争ふまじき事ぞかし。その夏、青々と枝茂りて、秋はおのづから実入りて、手一合に余るを、溝川に蒔き捨てて、毎年刈り時を忘れず、

次第に嵩みて、十年も過ぎて、八十八石になりぬ。これにて大きな燈籠を作らせ、初瀬海道の闇を照らし、今に豆燈籠とて、光りを残せり。諸事の物、積れば、大願も成就するなり。

この九助、この心から次第に家業え、田畠を買ひ求め、程なく大

九助庭先の作業風景



百姓となれり。

折ふしの作り物に、肥を仕掛け、間の草取り、水を搔きければ、おのづから稻に実りの房振りようく、木綿に蝶の



数見えて、人よ

り利益を得ること、

り徳を取る事、

これ天性にはあ

らず。朝暮油断

なく、鋤鍬の禿

る程、働くが故

ぞかし。万に工

夫の深き男にて、

碎くに、これ程人の助けになる物はなし。この外、唐箕・千石通し、

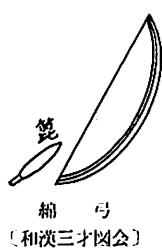
麦扱く手業もとけしなかりしに、尖竹を並べ、これを後家倒しと名

付く。古代は、二人して穂先を扱きけるに、力も入れずして、しか

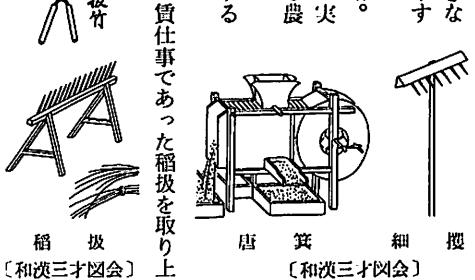
も一人して、手廻りよくこれを始める。

その後、女の綿仕事まだるく、殊更打綿の弓、やうやう一日に五匁（約八二五グラム）とし

た。平野目という。



綿弓
〔和漢三才図会〕



稻拔
〔和漢三才図会〕

の横木に十数個の鉄の爪がついていて、土塊を碎きながら用いる農具。以下すべて例の付会の説。

三とうみ。通し箕の略。

風車を仕掛けて、穀物の尖と穂殼・粋を吹き分ける農具。

四搗米から穂を分離する農具。下図参照。

五稻拔の俗称。寡婦の貢仕事であった稻拔を取り上げて失職させた、といふ意味で名づけられたもの。旧制に比べて十倍の能率をあげた。

六古くは拔箸（拔竹）で脱穀した。拔箸の大きなものになると、麦束を持つ者と拔箸を持つ者と二人がかりで作業した。

七綿弓。木綿の燃糸の弦を張った弓。竹籠で弦を弾いて、繰綿（五〇頁注二参考）を精製する。

八木綿は一斤を二百二十匁（約八二五グラム）とし

た。平野目という。



〔和漢三才圖会〕

て、縁締を次山賣いこみ。「山の如く」は上下に掛る。
三 蓼で包裝した絹荷は一個約十貫目（約三七・五キロ）、幾本と數えて幾丸とは言わなかつたらしい。一

六四貞插絵参照。
四 九助は綿の仲買い（七八頁注三参照）となり、農

村の縁織を専門として、平野（今、大阪市平野区平野市町）や京橋（今、東区京橋二丁目）の市で綿問屋と取引である。

五 京橋に富田屋九郎兵衛・錢屋勘兵衛の綿問屋があり、又、天王寺に綿屋宇兵衛・同三郎兵衛があり、虚

実を取りませたのである。

月末から江戸へ輸送される。
七 立派な葬儀。八八頁注七参照。

五日までの十昼夜专心念佛を修する。十夜念佛といふ。
九 莫大な遺産は残したし、十夜念佛の最終日に死ん

だし、極楽浄土へは期待通りに行けるということ。
二〇死後七日・四十九日・百か日などの忌日を過ぎ
て、町年寄・五人組・親類縁者・その他の証人立会い

卷之三

の上、遺言状を開くのを常とした。

二 本光明寺。貞言宗。今、天理市石上町にあった。
三 非時食の略。僧に供する午後の食事。正時（午

前) の食事を齋といふ。
三 五行前に「千貫目の書置き」と大まかに記す。
四 今、そ良具安牛市二合。

五 字義は母の姉妹だが、必ずしもそれに限らない。
六 算木崩。三筋ずつ縦横に並べた模様。本綿縞に多。

一六五頁插絵参照。

枝。
一六 今、奈良県吉野郡下市町下市。
一七 山形にて三つ並べて星の模様を散らしたもの。一六

五頁插繪參照。

三 今、奈良県高市郡明日香村岡。

三 級よりやや薄い藍色。五貞注七卷
三 経を然糸、緯を平糸で織った麻布の晒さぬもの。
四 姪ともにいう。

云 中程度の蜜柑色。

毛布袋竹のこと。真竹の変種。
六 今、滋賀県蒲生郡日野町地方原産の絹織物。三八
頁注七参照。

元今、大和郡山市に産した赤茶色の木綿布。

卷

五

一 厄落しに辯を落す俗習があつたが、この男は逆に四十二の大厄を迎えて、この男としては思い切って、

絹の辯を作るという贅沢をした。九助身の廻りの始末が、汚すほどに使用しなかつた。

ところに、節約精神がうかがわれる。

二 藤蔓で巻いた柄。

三 胡桃の彫刻をした目貫。「目貫」は、もと、刀を柄に固定するために貰いた目釘のことだったが、転じて、その上を被う裝飾用金具をいう。



四 鍔のない短刀。長さ九寸五分(約二九センチ)。

五 もと南インド産の革(我が国でも模造)製の巾着とそれにつけた鹿の角の根付け(裝飾用金具)。

六 長門(今、山口県)産の印籠。木地に続縫を練って牛皮を貼りつけ、黒漆塗りしたもの。葉持ちのよいのが特色。

七 表道具とも。世間体を飾るに必要な装身具。

八 今、奈良県桜井市倉橋大字仁王堂。

九 地方を廻って男色を売り歩く男。(二王堂の飛子宿)のことは『好色一代男』卷二の一に詳しい。

一〇 その男色に女色の遊びを加え。

一一 奈良の遊里は南北の通り町鳴川と東西の通り町木辻(今、鳴川町・東木辻町・西木辻町)の二町より成

一門欲しがればとて、沢山にやるはずもなし。

この九助、一生絹物肌に着ざる印は、この度の改めにて知れぬ。

四十二の厄年に、絹の下帯一筋初めて買はれしが、少しも汚れつかず、そのままに有りける。

親仁の身の廻りとては、右の通りの外なく、藤巻柄に胡桃の目貫の相口一腰、熟革横巻の巾着に、鹿の角の根付け、長門練の無地の印籠、これならでは、世間道具一つもなかりし。

九之助、これを浅ましく思ひ、はや遺言状を背き、親類・手代迄も、それそれに銀子を分け取らせけるを、親とは各別の心ざしと、人皆悦び出入り申し、昔に変らず商売するうちに、或る時、多武峯の麓里二王堂といふ所に、京・大阪の飛子の隠家を、知る辺の人にもそのかされ、ここに通ふ事募りて、恋の二道を掛け、奈良木辻狂ひも、程なくいやになりて、今の都の和国・唐土迄も、引舟まさに買ひ詰め、やむ事なきを、母親の歎きて、十市の里より色よき娘に買ひ出された。

二〇 こんな田舎娘の美女を妻にしたくらいでは色遊びのやまぬことを母親は苦に病んで。

二一 酒と色事。

二二 生存の見込み少なくなつて。

る。『好色一代男』卷四の一。

二三 共に京都島原中之町一文字屋七郎兵衛抱えの太夫。和國・唐土の名に日本・シナの意をからませ、太夫をすべて、の意をこめる。

二四 太夫に付き添う女郎。四女郎(二五頁注二〇参考)が勤める。

二五 今、奈良県櫛原市十市町。

二六 遊里(二四頁注一二参照)の美女。当時は美女の典型は遊里に求められた。

二七 こんな田舎娘の美女を妻にしたくらいでは色遊びのやまぬことを母親は苦に病んで。

二八 生存の見込み少なくなつて。

九之助借銀の書置き

一九 跡目(一六頁注八参照)。今後の一家の經營。

二〇 誠意を尽しての内々の相談。むろんこれは表面だけのことで、遺産に期待をかけたのである。九之助を見限りて、奉公外になし」た手代どものことである。

二一 九之助も、身の程は覺悟して、かねて書置き認め置きしを、手代ども集り、「三人の遺見は」若年の人々なれば、跡の事ども心もとなし。金銀はいづれもの中へ預り、方々御成長の時分、相渡し申すべし」と、心底残らぬ内談。石流昔のよしみと、所の人々これを感じ、先づ先づ書置き開いて見しに、皆々横手を打ちけるこそ道理なれ。有り銀千七百貫目は遣ひ崩し、これは借銀の書置き、興を覚ましける。「京井

一 遊里と芝居をさす。ここでは、遊里のこと。

二 今、南区道頓堀付近での歌舞伎役者などを相手の男色の遊興。一〇〇頁注七参照。

三 義理を失いたこと。すなわち遊興費の未払い分。

四 簡条書。二四頁注九参照。

五 あちらこちらの掛買いの借金合計。

六 居住地での勘定。ここでは、借銀。

七 私法上の破産。四二頁注六参照。

八 証書の終りに記す決り文句。記載事項は右の通り、といふ意。

九 鹿島の言触れの挨拶冒頭の決り文句。

一〇 今、茨城県鹿島郡鹿島町の鹿島神宮。祭神は武甕槌神。国内に異変の起る時は、必ず予告して人々を戒めるといふ。

一一 鹿島の神石に、要石という円柱状で地上二尺余のものがあり、動かせば搖らぐが、その根は深くて抜けぬといふ。その石に寄せる神詠と伝承する「ゆるぐともよやぬけじの要石かしまの神のあらん限りは」の歌のもじり。要石に身代の意を託す。

一二



〔人倫訓蒙図葉〕

三 謝。銀が銀を儲ける時節

四 鹿島明神の神託と称して毎年正月にその年の吉凶を触れ歩いた神官姿の物も

「これやこなたへ御免なりましよ。鹿島大明神様の御託宣に、人の身代は、『動ぐともよもや抜けじの要石商神のあらん限りは』と

第四 朝の塩籠夕べの油桶

五 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

六 今、茨城県鹿島郡鹿島町の鹿島神宮。祭神は武甕

槌神。

七 鹿島の神石に、要石といふ圓柱状で地上二尺余のものがあり、動かせば搖らぐが、その根は深くて抜けぬといふ。その石に寄せる神詠と伝承する「ゆるぐともよやぬけじの要石かしまの神のあらん限りは」の歌のもじり。要石に身代の意を託す。

八 鹿島明神の神託と称して毎年正月にその年の吉凶を触れ歩いた神官姿の物も

九 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一〇 今、茨城県鹿島郡鹿島町の鹿島神宮。祭神は武甕

槌神。

一一 鹿島の神石に、要石といふ圓柱状で地上二尺余のものがあり、動かせば搖らぐが、その根は深くて抜けぬといふ。その石に寄せる神詠と伝承する「ゆるぐともよやぬけじの要石かしまの神のあらん限りは」の歌のもじり。要石に身代の意を託す。

一二 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一三 鹿島明神の神託と称して毎年正月にその年の吉凶を觸れ歩いた神官姿の物も

一四 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一五 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一六 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一七 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一八 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

一九 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二〇 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二一 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二二 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二三 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二四 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二五 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二六 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二七 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。

二八 鹿島の言觸れの挨拶冒頭の決り文句。